

「主な改正内容の説明」

平成 20 年度の税制改正により、減価償却資産の耐用年数等に関する省令が改正されました。主な点は下記のとおりです。

○別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産）に下記のもの
が追加されました。

| 種 類 | 構造又は用途 | 細 目 | 耐用 年数 |
|--------------|-----------------------|--------------------------------------|----------|
| 構築物 | 農林業用のもの | 主としてコンクリート造り、れんが造り、 石造り又はブロック造のもの | |
| | | 果樹棚又はホップ棚 | 14 |
| | | その他のもの | 17 |
| | | 主として金属造のもの | 14 |
| | | 主として木造のもの | 5 |
| | | 土管を主としたもの | 10 |
| | その他のもの | 8 | |
| | 金属造のもの（前 掲のものを除く。） | 露天式立体駐車設備 | 15 |
| 器 具 及 び備品 | 11 前掲のもの以外 のもの | きのこと栽培用ほだ木 | 3 |
| | | 無人駐車管理装置 | 5 |

○別表第二（機械及び装置）が大幅に改められました。

※資産区分が 390 区分から 55 区分となり、法定耐用年数が見直されました。

⇒ 「別表第二 機械及び装置の耐用年数表における新旧資産区分の対応
関係表」をご確認ください。

○別表第五(汚水処理用減価償却資産)と第六(ばい煙処理用減価償却資
産)は統合され、別表第五(公害防止用減価償却資産)となり、耐用年数
は構築物が 18 年、機械及び装置が 5 年となりました。

○別表第七(農林業用減価償却資産)は第一及び第二に統合整理され削
除、別表第八(開発研究用減価償却資産)が別表第六となりました。

固定資産税(償却資産)の評価について

決算期等にかかわらず、既存の資産を含めて、平成21年度の固定資産税(償却資産)から改正後の耐用年数を適用します。

平成19年以前に取得した償却資産の平成21年度評価額の計算(下記計算例)

平成20年度の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出する。

平成20年中に取得した償却資産の平成21年度評価額の計算

取得価額に改正後の耐用年数に応じた半年分の減価残存率を乗じて算出する。

※平成20年度以前の評価額の計算に用いる耐用年数は改正前のものです。

資産の原始取得時にさかのぼって改正後の耐用年数を用いて再評価を行うものではありません。

<計算例> 「荒茶製造設備一式」 取得年月：平成19年中(1月2日以後)

取得価格：5,000,000円

耐用年数：8年 ⇒ 今回の改正により10年に変更

○平成20年度評価額(改正前耐用年数8年の減価率0.250を適用する)

5,000,000円×半年相当の減価残存率(1-0.250×1/2)=4,375,000円

○平成21年度評価額(改正後耐用年数10年の減価率0.206を適用する)

4,375,000円×1年相当の減価残存率(1-0.206)=3,473,750円